

児童福祉法施行規則第六条の二三第二項の規定に基づき
こども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件（案）
に関する意見募集の結果について

令和8年8月5日
こども家庭庁成育局成育基盤企画課

「児童福祉法施行規則第六条の二三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件（案）」について、令和8年6月12日（金）から令和8年7月12日（日）まで御意見を募集したところ、意見募集の対象となる御意見はいただきませんでした。（本案と関係のないご意見を4件いただきました。）

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。